

日本の平和憲法と アメリカ、東アジア

2015.1.19
川崎哲

NGOピースボート 共同代表
集団的自衛権問題研究会 代表

2014.7.1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定



- 1945.8 終戦(日本の敗戦)
- 1946.11 日本国憲法公布
- 1954.7 自衛隊発足
- 1972.11 政府見解「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」
- 1973.6 自衛権発動の3要件

考えなければならない3つのこと

- 【1】国際社会における武力行使
- 【2】アジアにおける日本
- 【3】日本における民主主義

【1】国際社会における武力行使

- ・国連憲章と憲法9条
- ・個別的自衛権、集団的自衛権、
集団安全保障
- ・国際的な責任？
- ・「対等な日米同盟」？

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

国連憲章

(1945.6 署名)

第一章 目的および原則

第2条 4 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を…慎まなければならない。

第六章 紛争の平和的解決

第七章 平和への脅威、侵略に関する行動 (安保理の役割、非軍事的措置、軍事的措置)

第51条 国連加盟国に対する武力攻撃に対しては、安保理が必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。自衛権の行使措置は直ちに安保理に報告する

個別的自衛権

集團的自衛権 (軍事同盟を想定)

集團安全保障 (国連安保理)

自衛の措置としての武力の行使の 新三要件 (2014.7.1 閣議決定)

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

武力行使への制約を
マイナスとみるのか
プラスとみるのか

世界は、9条をえらび始めた。



9条世界会議

GLOBAL ARTICLE NINE CONFERENCE TO ABOLISH WAR

9条世界会議

Global Article 9 Conference to Abolish War

- 2008年5月4～6日
4-6 May 2008
- 全国4カ所でのべ3万人が参加
Over 30,000 people participated in 4 cities of Japan
- 42カ国・地域から 海外参加者200人
200 overseas participants from 42 countries / regions
- 「戦争を廃絶するための9条世界宣言」
Global Article 9 Declaration to Abolish War







グローバル9条キャンペーン

「日本国憲法9条は普遍的価値を有するものと認知されるべきであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである」

1999

ハーグ平和会議 Hague Appeal for Peace

2005

国連紛争予防会議(GPPAC)

Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict

2006

バンクーバー世界平和フォーラム

Vancouver World Peace Forum

「武力による平和」へ



1. 紛争の予防と平和的解決
2. 資源を軍備から人間に
3. 平和に生きる権利



マイレッド・マグワイア
(北アイルランド)

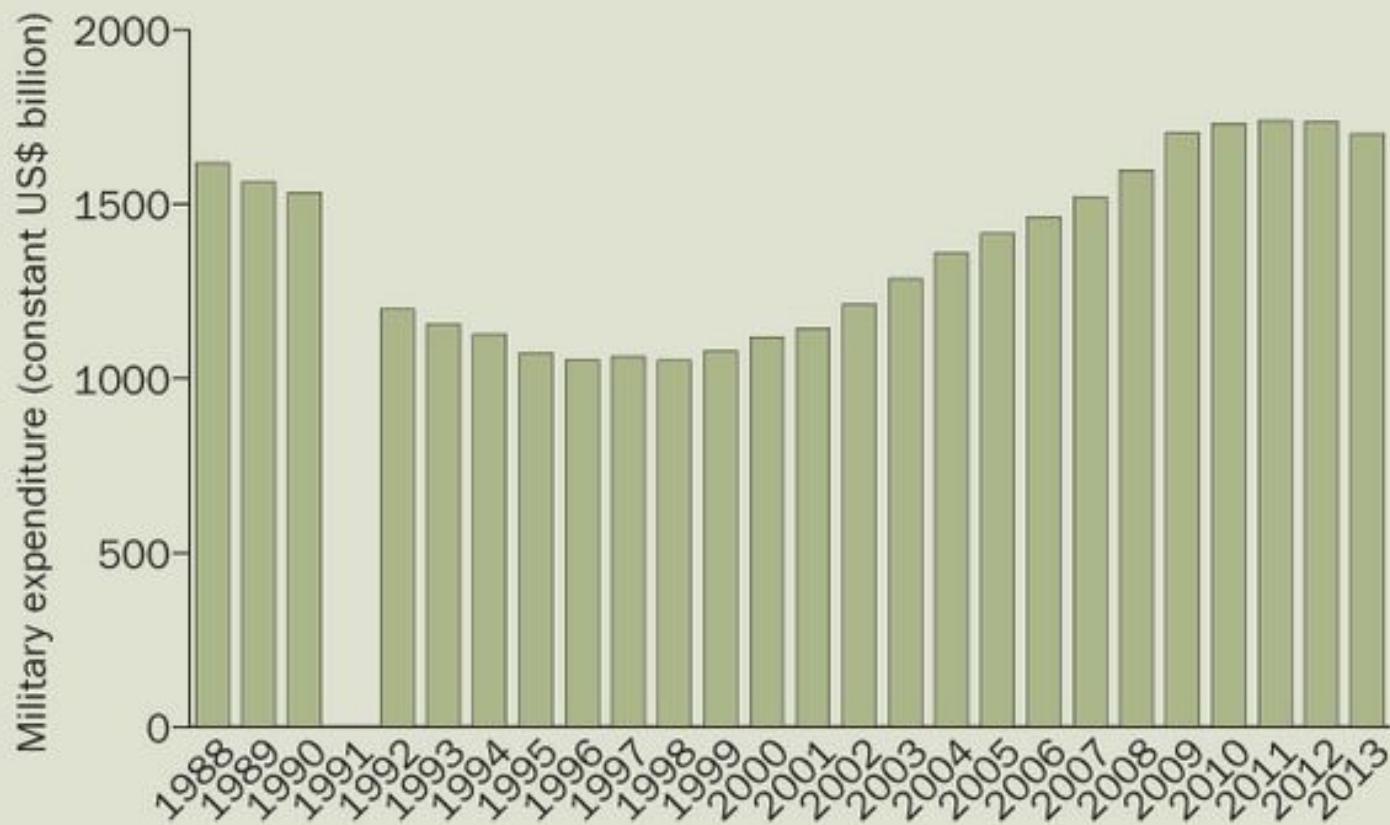
Mairead Maguire, Northern
Ireland

対話と非暴力
Dialogue and non-violence

紛争の根源に対処
Addressing root causes of
conflicts

過去への謝罪と和解
Dealing with the past and
reconciliation

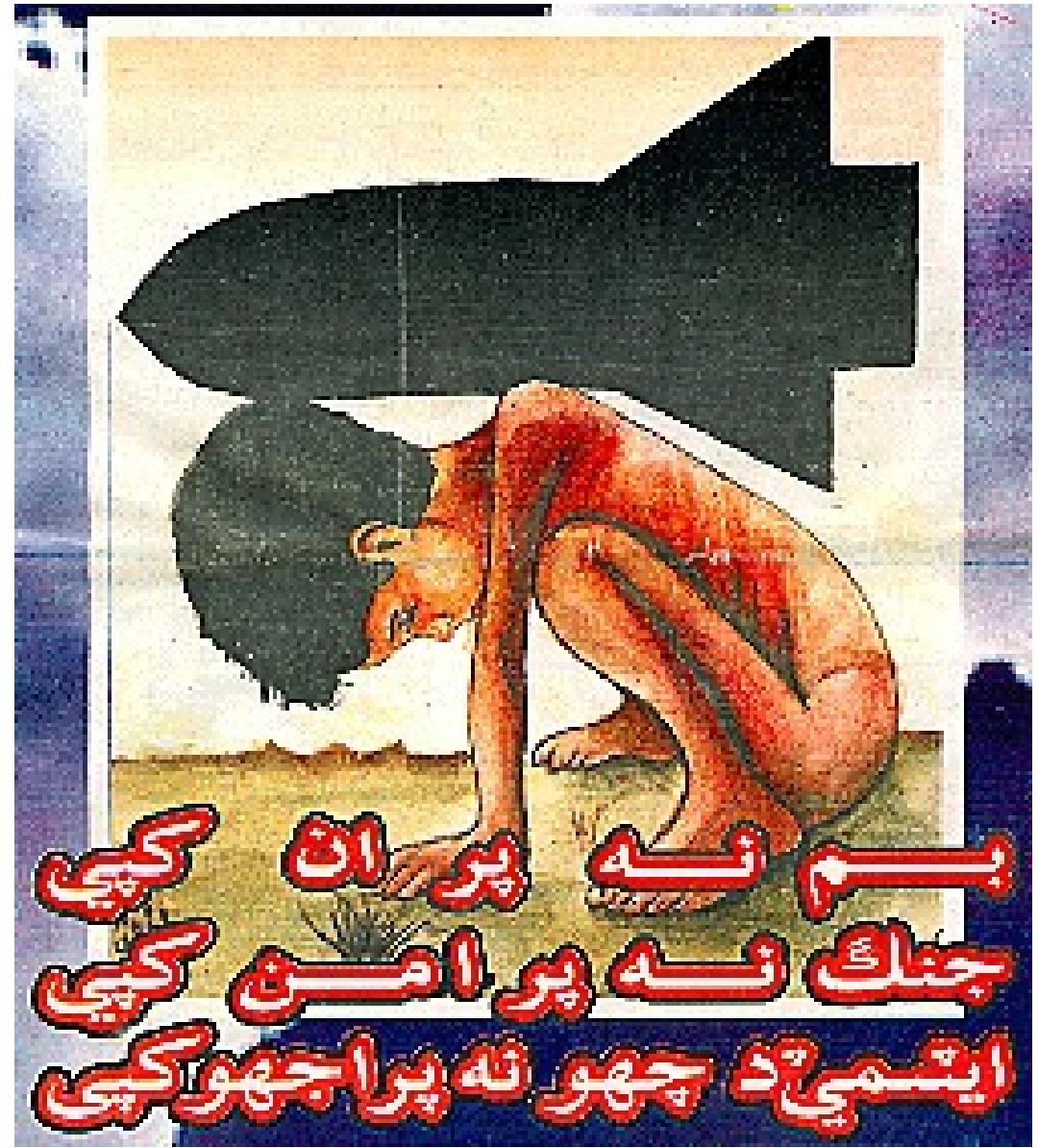
World military expenditure, 1988–2013



The totals are based on the data on 172 states in the SIPRI Military Expenditure Database, <http://www.sipri.org/databases/milex/>. The absence of data for the Soviet Union in 1991 means that no total can be calculated for that year.

発展のための軍縮

Disarmament for Development



平和に対する企業の責任(武器の製造・輸出)

Corporate responsibility to peace (Arms production and exports)



国連憲章26条 軍事費の最小化 コスタリカの取り組み

- 国連安保理の議論
- コスタリカ・コンセンサス



米国の「国防予算」削減の動き
→同盟国への要請拡大

【2】アジアにおける日本 (そしてアメリカ)

- 「**抑止力を高めること**によって
戦争が起きにくくなる」
- 中国の反応 一領土問題
- 韓国の反応 一歴史問題
- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年まで
に戦争が起こりうる」(2014.9言論NPO／中国日報)

ニューヨークタイムズ の安倍政権への論評

The New York Times

2013.1.3 歴史を否定しようとする企て

2013.12.29 教科書で歴史を修正

2013.12.31 武器ではなく平和憲法を輸出せよ

2014.3.3 靖国神社参拝 危険な修正主義

2014.5.8 憲法が政府の気まぐれで変えられてはならない

アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)



- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時まですべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護



2014.4オバマ大統領来日

日本:

「米国は日本が集団的自衛権問題の検討を歓迎」
「尖閣諸島に日米安保条約が適用」

米国:

「日中間で対話や信頼醸成ではなく、事態がエスカレートしていくのを看過するのは重大な誤り」

日米防衛 ガイドライン 改定 中間報告 (2014.10.8)



- **切れ目のない**、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米同盟の**グローバルな**性質
- 地域の他のパートナーとの協力
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となっての同盟としての取り組み



日米外交・防衛官僚

「日本はより大きな
責任を果たせ」

日本の武力行使は
「なお限定的」

歴史修正主義への
懸念

日本の戦争に巻き込
まれる？

アメリカの戦争に
巻き込まれる？

日本はアメリカの要請を
断れるのか？

「戦後レジームからの脱却」

東アジアで高まる緊張

安倍首相、「右翼」政治家



「対等な同盟」?





東アジア平和共同体は可能か？

【3】日本における民主主義

- ・立憲主義 一憲法は政府をしばるもの
- ・「最終的には総理の判断」
- ・秘密保護法の運用開始
- ・高まるナショナリズム
- ・投票率の低下と「お任せ民主主義」

集団的自衛権 閣議決定されたが、法制はこれから

今後のながれ

2月 安保法制、与党協議

4月 統一地方選

日米ガイドライン

安保関連法案、国会提出

5~7月 国会論戦

安保法制はどのようなものになるか

政府が検討する安全保障法制の骨格	
政府の検討内容	
武力行使できる	日本の有事
1 日本と密接に 関係する 他国の有事	自衛隊法を改正し 集団的自衛権の 行使も可能に 武力攻撃事態法に 「存立事態」を 新たに規定
武力行使できない	2 グレーゾーン 事態
	自衛隊や海上保安庁 の運用を改善し、 外国軍艦の領海侵入 などに対応
	3 他国が有事の 後方支援
	自衛隊による後方支援 のための恒久法
	4 他国が平時の 国際貢献
	PKO協力法を改正し 武器使用基準を緩和

日本が攻撃されていない事態でも、
①自衛隊が出動しうる、
②国民の権利が制限されうる
(有事と平時の切れ目なく)

「武力行使でない」といながら、武力行使に近づいていく
(領海警備、後方支援(海外派兵恒久法)、武器使用基準)

武力攻撃事態

日本への武力攻撃が発生、または明白な危険が切迫している事態



武力攻撃予測事態

日本への武力攻撃が予測される事態



緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段によるテロ行為が発生、または明白な危険が切迫している事態



新設

存立事態(仮称)

日本と密接な他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態



「存立事態」の新設

- 誰がどのように判断するのか
- 国会の事前承認は
- 地理的な制限は
- 国民の権利保護は

今後の安保論議の大前提



■紛争の平和的解決

武力行使は「他に手段がないとき」のみ

■いたずらに自衛隊を危険にさらさない

「必要最小限」、専守防衛

「戦死」が現実味を帯びる時代に

●東アジア共同体へ

●非軍事的な安全保障、国際貢献

●非国家主体の脅威に対処

日本国憲法前文

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し…

日本國民は、…平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。…われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、…自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務である

憲法9条

Article 9 of the Japanese Constitution

定め Provision

- ・ 戦争の放棄 Renunciation of war
- ・ 戦力の不保持 No war potential and no belligerency
- ・ 平和に生きる権利 Human rights to live in peace

背景 Background

- ・ ヒロシマ・ナガサキ Hiroshima and Nagasaki
- ・ オキナワ Okinawa
- ・ アジア侵略への反省 Aggression to Asian neighbours



日本の平和主義の 原点に帰る

- 民主主義
- 平和に生きる権利
- 軍事によらない発展
- 核廃絶

集団的自衛権問題研究会

毎月一回のNews & Review
公開研究会 2月17日(火)
18:30～文京シビックセンター

<http://shudantekijieiken.blogspot.jp/>

川崎哲
kawasaki@peaceboat.gr.jp